認可外保育所等

幼児教育・保育の 無償化のお知らせ

【1、対象者の範囲】

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」※を受ける必要があります。

対象児童	対象世帯	手続き等	無償化の範囲
3歳児～5歳児クラス	全世帯	町へ直接	上限40,300円／月
0歳児～2歳児クラス	住民税非課税世帯	町へ直接	上限45,700円／月

※「保育の必要性」があると認定を受けられる場合（保護者のいずれもが事由に該当する場合）に無償化の対象となります。ただし、現在、保育園に入所中の方や「十分な預かり保育」※を提供している幼稚園に在園中の方は、保育の利用は可能ですが、無償化の対象外となります。

※「十分な預かり保育」とは：教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ開所日数200日以上

保育の必要な事由

- □ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など。）：就労時間が月64時間以上
- □ 妊娠、出産：産前産後8週間
- □ 保護者の疾病、障がい
- □ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- □ 災害復旧
- □ 求職活動（起業準備を含む）：90日間
- □ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- □ 虐待やDVのおそれがあること
- □ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- □ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

【2、対象施設】

〇都道府県等に届出をした認可外保育施設

一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等に加え、

- **一時預かり事業**
- **病児保育事業（病後児保育含む）**
- **ファミリー・サポート・センター事業が対象です。**

（注）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。

【3、手続きの流れ】

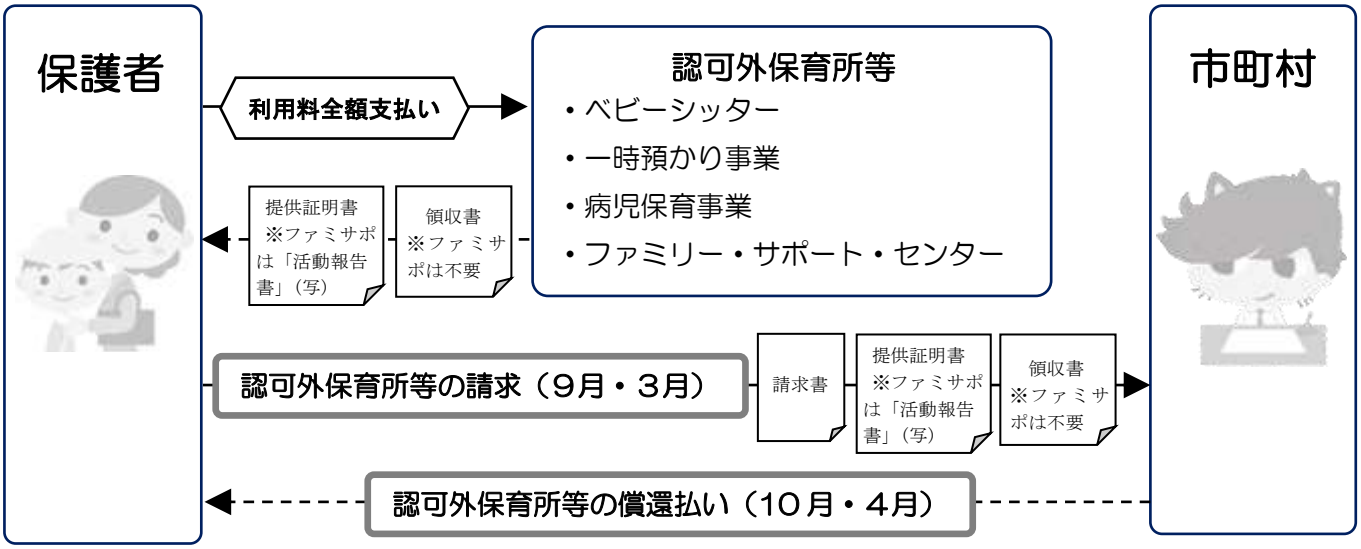

【4、その他注意事項】

- 保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、町に申請が必要です。
- 請求・支払いの時期などは、後日ご案内します。
- 施設によって、手続きが異なる場合があります。
- 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【お問い合わせ】
二宮町 こども・健康部 こども支援課
TEL：0463-71-5862
FAX：0463-73-0134
e-mail：kodomo@town.ninomiya.kanagawa.jp